

議案第 2 号 第 2 条 埼玉西部消防組合行政不服審査会条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
(罰則) 第 8 条 第 3 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 8 条 第 3 条第 5 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。